静岡県川根本町　個別施設計画（トンネル）

【計画期間】令和５年～令和９年（５年間）

●老朽化対策における基本方針
・全ての管理トンネルについて予防保全型の管理を行い、長寿命化を推進し、道路交通の安全性確保、維持管理コストの削減に努める。

●新技術等の活用方針
・定期点検や修繕において、新技術の活用を含めた比較検討を行い、事業の効率化やコスト縮減を図ります。
・従来技術を活用した場合と比較して、令和９年度までに管理するトンネルの点検１箇所程度で新技術の活用を行い、約5%のコスト縮減を目指します。

●費用の縮減に関する具体的な方針（集約化・撤去等を含む）
・集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理するトンネルは山間部に位置しており、迂回路がない路線であることから社会活動等に影響を与えるため、集約化・撤去を行うことが困難である。

【対策の優先順位の考え方】診断Ⅳ判定＞診断Ⅲ判定＞診断Ⅱ判定

※診断Ⅳについては直ちに対策を行い、診断Ⅲについては点検実施から5年以内に対策を行うものとする。診断Ⅱについては重要度（利用性や被害波及性など）を考慮し、計画を策定。

| 施設名 | | 路線 | 建設年度 | 延長（m） | 点検計画 | | | | | | | | | | 点検記録 | | | 修繕計画 | | | | | | | | | | 対策内容 | 対策費用（百万円） |
|---|
| トンネル名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） | 路線名 | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | 点検実施年度
・H30年度
・R1年度
・R2年度
・R3年度
・R4年度
・R5年度
・R7年度
・R8年度
・R9年度 | 判定区分
一巡目
・Ⅰ
・Ⅱ
・Ⅲ
・Ⅳ | 判定区分
二巡目
・Ⅰ
・Ⅱ
・Ⅲ
・Ⅳ | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | | |
| 千頭隧道 | （ｾﾝｽﾞｲﾄﾞｳ） | 町道千頭澤間支線3号 | 1953 | 108.6 | | | ○ | | | | | ○ | | | R7年度 | Ⅱ | Ⅱ | | | | | | | | | 次回点検時まで経過観察 | |
| 接岨トンネル | （ｾｯｿﾄﾝﾈﾙ） | 町道関蔵線 | 1998 | 704.0 | | | ○ | | | | | ○ | | | R7年度 | Ⅱ | Ⅱ | | | | | | | | | 次回点検時まで経過観察 | |